

社会福祉法人京都府社会福祉事業団（一般会計貸借対照表）
（平成14年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	255,813	流 動 負 債	211,138
現 金	0	未 払 金	3,435
普 通 預 金	238,010	施設会計への未払い金	180,469
定 期 預 金	10,915	未 払 費 用	1,151
通 知 預 金	5,000	預 り 金	1
未 収 金	1,887	施設会計からの預り金	25,353
		負 債 合 計	211,138
固 定 資 産	382,062	基 本 財 産 基 金	10,000
固 定 資 産 物 品	372,542	運 用 財 産 基 金	380,542
投 資 有 価 証 券	1,520	積 立 金	10,134
そ の 他 固 定 資 産	8,000	前 期 繰 越 金	14,580
		当 期 繰 越 金	11,480
		純 財 産 合 計	426,737
合 計	637,876	合 計	637,876

社会福祉法人京都府社会福祉事業団（一般会計収支計算書）
（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
事 務 費 支 出	66,409	受 託 料	2,585,343
繰 入 金 支 出	2,586,844	補 助 金	66,409
雑 支 出	10,391	寄 付 金 収 入	13,769
小 計	2,663,646	雑 収 入	9,603
当 期 繰 越 金	11,480	小 計	2,675,126
		積 立 金 戻 入	0
合 計	2,675,126	合 計	2,675,126

収支計算書の「受託料」は、全額京都府からの委託料であって、毎事業年度ごとに事業団の事業計画書を基礎に、京都府が予算措置した額の範囲内において、締結される委託契約に基づくものである。この委託料は、京都府において契約金額が決定された後、一ヶ月ごとに事業団が請求し、京都府から振り込まれることになっている。

「繰入金支出」勘定は、事業計画に基づき各施設へ支出された金額を集計したものである。

事業団の収支計算書は、支出額に見合って、その収入(受託料)が確保される仕組みとなっているため、民間企業の損益計算書のように、経営成績を反映するものではない。

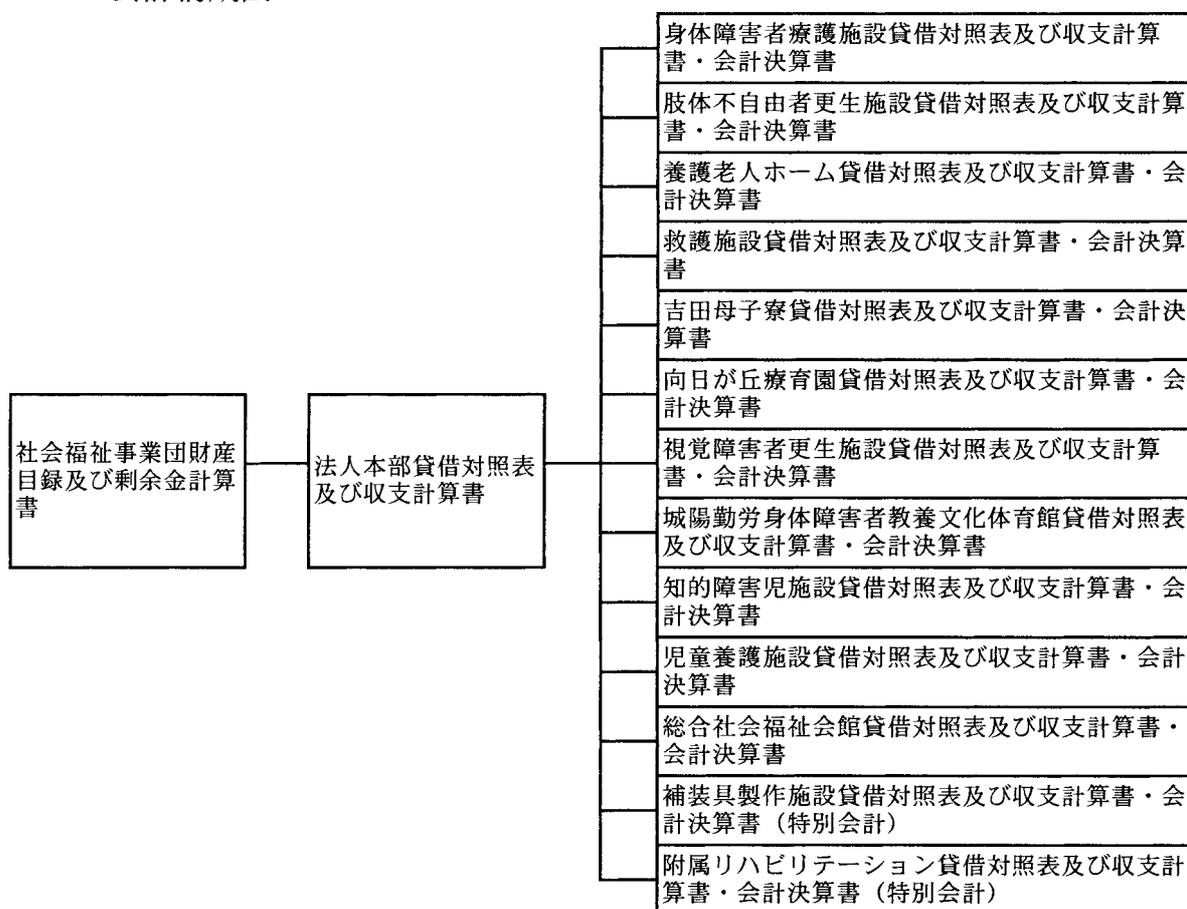
資金の流れについては、事業団には予算に基づく受託料が京都府から入金され、繰

入金支出として各施設へ支出予算どおりに配分(出金)されている。各施設の業務実績に基づく収入(措置費及びショートステイ経費)は、地方自治法に基づいて、京都府が債権者に対して請求を行う。このように、事業団施設が行ったサービスの対価は施設の設置者である府に収入されることになり、事業団施設の収支計算書に直接的にあらわれないため、各施設の経営効率はわかりにくいものとなっている。

他方、財産目録に計上されている「固定資産」は、各施設で管理している物品等を購入価額で集計したものである。貸借対照表の固定資産についても、いわゆる企業会計のように減価償却されることはなく、購入価額のままで計上されている。

事業団の会計制度の基礎は、厚生労働省が定めた経理規定準則を基準に作成されている。事業報告は財産目録と決算報告書から構成される(事業団経理規程第5条)。会計は、一般会計と特別会計に大別され(同8条)、会計単位は法人本部会計、施設会計及び特別会計とされている(同9条)。特別会計は補装具製作施設会計と附属リハビリテーション病院会計からなっている。これらを整理するとつぎのとおりである(表1-13)。

1-13 会計構成図



事業団全体の計数管理は、いわゆる予算会計に基づき実施されている。固定資産物品については、固定資産物品・備品台帳により管理され、1個10万円以上かつ1年以上使用可能なものは固定資産物品とし、それ以外は消耗品とされている。事業団は、固定資産について財産管理をおこなうという立場を重視しているが、経理規定準則等に則った会計を採用する必要があることから、費用配分のための減価償却計算は実施していない。

また、事業団職員の退職金は共済会から支給されるが、それが退職金規程に満たない不足分は事業団が負担することとなっている。この事業団負担分について、いわゆる企業会計の基準で考えるならば、退職給付引当金として計上する必要があると考えられる。しかし、国が定めた現行の経理規程は、この退職給付引当金の計上を要請してはならず、したがって決算報告書には計上されていない。

ここで、退職給付引当金について若干の説明を加える。退職給付引当金は、退職給付債務(退職時に見込まれる退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。)に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減し、年金資産(企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられた資産)を控除した額を負債として計上するものである。

事業団においては、現在、退職給付引当金の計上はもちろん、退職給付債務の計算も年金資産の評価も計上を義務付けられていないため行われていない。事業団においても、一般企業と同様に、退職給付債務の総額を算出し、退職給付引当金を計上する方向での検討が必要であろう。

(※)企業会計 ここに企業会計とは、商法及び財務諸表規則等に準拠した一般に公正妥当と認められた会計基準をもとに、民間企業が財政状態及び経営成績を表示する貸借対照表及び損益計算書等の作成を目的とする会計をいうものとする。

8. 46 通知の見直し

従来 46 通知では、地方公共団体が設置した社会福祉施設は、社会福祉事業団以外の社会福祉法人に委託できるものとはしているものの、社会福祉事業団への委託を原則としていた。

しかし、平成14年8月21日に発出された前述の「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」という通知では、つぎのように見直されている。

「(1) 公設施設の経営の委託先等について

46 通知で定める基準中「社会福祉事業団等の設立及び運営の基本方針」においては、地方公共団体が設置した施設(以下、「公設施設」という。)の経営の委託先は事業団を原則とすることなど委託先等に関する規定を定めているところであるが、各地方公共団体においては、これらの規定にかかわらず、公設施設の経営の効率化や地域の実情に応じた対応を可能とするため、特段の要件を付することなく、委託先を選定すること等ができるものであること。

(2) 46 通知で定める基準の位置付けについて

46 通知で定める基準は、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある法定受託事務について定められる処理基準のように、これによることを義務付けるものではなく、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言としての位置付けを有するものであり、本通知によりその旨を明確化するものであること。また、46 通知で定める基準は、社会福祉法人の設立の認可等を行うに当たってよるべきこととされている「社会福祉法人の認可について」の「社会福祉法人審査基準」等の容認しうる公設施設の受託経営等を行う法人の一つの在り方を示したものであることから、46 通知は今後も存置するものであること。

(3) 事業団等の在り方について

46 通知で定める基準は、(2)で述べたとおり、公設施設の受託経営等を行う社会福祉法人の一つの在り方を示すものであり、「事業団等を運営するに当たっては、地域の実情を踏まえ、同基準に定める個々の項目について創意工夫を生かした対応が可能であること。また、今後事業団等は、先に述べたとおり、地域における社会福祉事業の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取組を行われたいこと。」

このように、事業団も「運営」主体から「経営」を意識した組織として位置付けられ、京都府から委託されるに相応しい法人として、民間の社会福祉法人と同様に、自主経営が求められることになった。そこで今後、改革に向かって努力を為す必要があるのである。

第二章 京都府立洛南寮

I. 洛南寮の概要

1. 沿革

昭和 22 年 2 月 京都市左京区岩倉に京都府洛北寮(養老施設, 救護施設)を設置

昭和 35 年10 月 洛北寮を, 田辺町大字田辺小字茂ヶ谷に移転, 京都府洛南寮
(養老施設)として開設

昭和 36 年 5 月 救護施設を洛南寮敷地内に移転

昭和 38 年 8 月 老人福祉法(昭. 38 法律第 133 号)の制定により, 養老施設は養護
老人ホームに移行

昭和 39 年 4 月 京都府立洛南寮と改称

昭和 57 年 6 月 京都府立洛南寮を, 京都府綴喜郡田辺町大字大住小字仲ノ谷に改築
移転

昭和 57 年 8 月 洛南寮の管理運営を京都府社会福祉事業団へ委託

2. 所在地及び施設規模

所在地 京田辺市大住仲ノ谷 14-1

救護施設 定員 100 名

養護老人ホーム 定員 100 名

3. 組織及び職員

(1) 組織

「第 2 部 第一章Ⅳ.4. 組織」参照。

(2) 職員

洛南寮の職員構成は, つぎのとおりである。

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

区分	京都府 派遣職員※1	事業団職員	計	嘱託職員※2
総務課	2	12	14	1
保護第 1 課	0	15	15	1
保護第 2 課	2	19	21	0
計	4	46	50	2

※1 総務課：寮長及び次長, 保護第 2 課：寮母 2 名

※2 総務課：調理員, 保護第 1 課：医師

4. 施設の利用状況

施設の利用状況については, 添付資料 2-1~2-8 を参照されたい。

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

施設別	定 員	現 員	利 用 率
養護老人ホーム	100人	93人	93%
救 護 施 設	100	96	96
計	200	189	94.5

5. 事業内容

(1) 養護老人ホーム

老人福祉法(昭.38 法律第 133 号)第 11 条の規定により 65 歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を入所させて養護を行うことになっている。

(2) 救護施設

生活保護法(昭.25 法律第 144 号)第 38 条の規定により身体上又は精神上著しい障害があるため、独立して日常生活ができない要保護者を入所させて生活扶助を行うことになっている。救護施設は、生活保護法上の施設であるため、経済的な問題も含めて日常生活を送るのが困難な者たちが対象になる。

II. 洛南寮の現状と問題点

1. 洛南寮の経営状況

(1) 5 期間収支計算書

5 年間における一般会計収支の推移は、つぎのとおりである。

① 養護老人ホーム

(単位：千円)

科 目	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度
繰入金収入	267,530	274,902	277,575	260,893	274,957
本部会計繰入金収入	267,530	274,902	277,575	260,893	274,957
収入の部 計	267,530	274,902	277,575	260,893	274,957
事務費支出	200,909	208,345	206,875	196,039	209,973
人 件 費	167,177	176,410	176,021	164,179	177,396
報 酬	2,685	2,503	2,964	2,936	2,910
職員俸給	80,503	85,965	87,478	80,930	87,015
職員諸手当	69,009	72,080	69,319	63,660	69,863
法定福利費	14,978	15,861	16,258	16,653	17,608
事 務 費	33,731	31,935	30,854	31,860	32,576
賃金	1,402	642	420	1,677	1,086
一般物品費	814	693	825	729	1,224
事務費光熱水費	5,764	5,142	6,558	5,307	5,871
業務委託費	22,915	22,825	20,318	21,589	21,047
その他事務費	2,833	2,633	2,733	2,558	3,343
事業費支出	66,620	66,556	70,700	64,854	64,983
給食費	28,320	27,708	27,921	27,256	27,838
被服費	3,440	2,333	2,236	2,248	2,283
教養娯楽費	1,935	1,404	1,423	1,194	963

日用品費	1,552	1,072	1,268	2,019	1,599
事業費本人支給	1,612	792	1,011	798	1,451
事業費光熱水費	16,237	18,567	19,927	17,601	12,005
器具什器費	1,797	1,996	2,239	3,496	4,157
事業費修繕費	10,533	11,413	13,431	8,859	13,388
その他事業費	1,190	1,271	1,244	1,383	1,293
支出の部計	267,530	274,902	277,575	260,893	274,957

② 救護施設

(単位：千円)

科 目	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度
繰入金収入	314,529	322,869	324,859	330,768	333,168
本部会計繰入金収入	314,529	322,869	324,859	330,768	333,168
収入の部計	314,529	322,869	324,859	330,768	333,168
事務費支出	237,021	246,420	238,867	248,788	248,061
人件費	198,373	207,218	202,929	213,316	215,000
報酬	0	0	0	0	0
職員俸給	95,864	99,584	99,129	102,736	105,935
職員諸手当	83,306	86,731	82,104	87,324	85,437
法定福利費	19,202	20,901	21,694	23,256	23,627
事務費	38,647	39,202	35,938	35,472	33,061
賃金	2,099	4,052	5,769	4,421	2,859
一般物品費	1,096	1,356	1,160	798	675
事務費光熱水費	6,581	7,220	5,135	5,522	5,083
業務委託費	22,915	22,825	20,310	21,589	21,047
その他事務費	5,594	3,749	3,564	3,142	3,392
事業費支出	77,507	76,449	85,992	81,980	85,106
給食費	35,777	35,139	35,127	35,160	33,816
被服費	3,280	4,522	4,335	4,548	4,728
教養娯楽費	2,026	1,664	1,333	1,320	1,606
日用品費	2,245	2,662	2,377	1,954	2,525
事業費本人支給	4,131	3,587	3,820	4,238	5,086
事業費光熱水費	15,420	16,489	20,205	17,457	12,813
器具什器費	1,737	2,224	1,850	2,815	4,075
事業費修繕費	11,752	8,985	15,533	13,105	18,915
その他事業費	1,145	1,177	1,412	1,383	1,538
支出の部計	314,529	322,869	324,859	330,768	333,168

(2) 収入の状況

以下は、洛南寮における過去5年間の収入の推移である。

(単位：千円)

	収入の金額	平成9年度 に対する増加額	平成9年度の収入 に対する比率
養護老人ホーム			
H9 年度	267,530	—	—
H10 年度	274,902	7,372	102.8%
H11 年度	277,575	10,045	103.8%
H12 年度	260,893	▲6,637	97.5%
H13 年度	274,957	7,427	102.8%
救護施設			
H9 年度	314,529	—	—
H10 年度	322,869	8,340	102.7%
H11 年度	324,859	10,330	103.3%

H12年度	330,768	16,239	105.2%
H13年度	333,168	18,639	105.9%

養護老人ホームの平成12年度の収入は、平成9年度に比べ6,637千円減少している。その理由は、人件費(2,998千円の減)を中心に支出が減少したためであり、この点を除けば、収入は5年間で微増はしているもののほぼ横ばいである。

洛南寮の収入については、事業団本部からの「繰入金収入」がすべてであり、これは、事業団本部が毎月京都府より収受している「委託料」が原資となっている。一方、京都府はというと、措置機関である市町村から「措置費」を収受し、その施設にかかる運営費として事業団に対し「委託料」を支払っている。ここで、措置費について、少し触れておくことにする。

1) 養護老人ホームの措置費

			—市町村収入—
町村負担金 [(a)-(b)] × 1/4	府負担金 [(a)-(b)] × 1/4	国庫負担金 [(a)-(b)] × 1/2	費用徴収 (b)
市負担金 [(a)-(b)] × 1/2			
老人保護措置費総支弁額(a)			

養護老人ホームは、措置制度による施設であり、上記の「老人保護措置費総支弁額(a)」が収入となる。洛南寮は、事業団が京都府からの委託を受けて運営している施設であるため、措置費については、事業団ではなく、京都府が収受することになる。

以下に、養護老人ホームにおける措置費のしくみをまとめておく。

- ① 措置費は、施設の定員規模及び所在地等により「入所者1人あたり月額〇円」と定められている。内訳は、「施設事務費(人件費・管理費等)+生活費」であり、入所者ひとりが施設に入所していることにより必要となる費用の額をいう。
- ② 措置費のうち一部は、入所者本人・扶養義務者からその負担能力に応じて徴収される。
- ③ 措置費から本人負担分を控除した残額は、入所者の住んでいる市町村(措置機関)及び都道府県ならびに国が、それぞれに定められた割合により負担する。

2) 救護施設の措置費

救護施設は生活保護法上の施設であるが、措置費については養護老人ホームの場合